

平成27年度第2回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 議事録

日 時	平成27年10月8日（木） 13:30～15:00
会 場	芦屋市役所北館2階 会議室3
出席者	委員長 長田 貴 委員 長澤 豊 竹田 千里 船橋 久郎 神田 信治 内山 忠一 安宅 桂子 欠席委員 西村 京 和田 周郎 松矢 欣哲 加納 多恵子 事務局 福祉部社会福祉課 廣瀬 香 柏原 由紀 村岡 裕樹 福祉部高齢介護課 宮本 雅代 嶋田 美香 下條 純 岡本 将太 福祉部地域福祉課 浅野 理恵子
会議の公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	0人

1 議事

地域密着型サービス事業所の指定について

2 資料

- ・平成27年度地域密着型サービス事業所の新規開設について
- ・指定申請関係書類

3 議事

地域密着型サービス事業所の指定について

(長田委員長)

今回はいよいよ新しい施設の指定についてです。本会終了後施設見学も予定されております。

では、事務局より説明をお願いします。

(事務局：廣瀬)

事務局より資料「平成27年度地域密着型サービス事業所の新規開設について」の内、法人概要、指定関係書類及び経過記録について説明。

(事務局：岡本)

資料4ページ以降の基準等について説明。

(長田委員長)

ありがとうございました。ひと通り要点を説明いただきましたが、確認します。

経過記録表ですが、9月4日に事業所から指定申請がありました。現在訂正依頼があるとのことですが、これについて説明をお願いします。

(事務局：廣瀬)

通常指定1か月前に書類の方を提出いただき、人員・運営等の基準を満たしているか、また開設後、即実践としてやっつけられるかヒアリングも交えて確認しておりますので、今回に限って特別時間がかかっているものではありません。居住費の算定について、兵庫県と書類の確認等で時間がかかりましたが、確認はほぼ終了しております。

(長田委員長)

職員配置について、以前法人は法人内で既存の施設から職員の異動を考えていると説明がありましたが、その辺りはいかがでしょうか。

(事務局：廣瀬)

当初法人内で、既存の施設から職員を異動したいと説明していましたが、既存の施設においても退職等があり、現状では新規で採用する職員の数の方が多くなっております。

但し、管理者やリーダークラスの職員については、同法人で長く経験を積んでいる人材を配置しており、現場への指導が不十分にならないように、またご利用者の受け入れについてもユニットにお一人ずつ等、慣れていない事へのリスクに対し十分考えています。

(内山委員)

書類が揃っていないようですが、指定日まで期間が短い中で指定はどうなりますか。

(事務局：廣瀬)

指定基準を満たすまでは指定いたしません。延期することになります。県からご指摘いただいた部分についても、何度も県へ直接説明しており、それほど時間はかからないと考えております。利用料については、算定の根拠の数字をみると、現段階の費用の変更には至らないと想定されますが、検討の余地があると思われれます。しかし、現段階の金額から上がる事は決してございませんのでご了承いただければと思います。

(長田委員長)

県が想定している金額に比べると、非常に高いので様々な地域特性や個別性を踏まえて考える必要はあると思いますが、県が今後認めるという根拠性はあると考えてよろしいですか。

(事務局：廣瀬)

県は頭から否定をしているわけではなく、算定根拠を明らかにすること。また、他の事業所が設定している費用の実績が、現段階の費用と相当額で設定されている事業所も存在する、ということを示して説明をすることが出来れば、認める方向であると県から聞いております。

あとは数字的なところで計算書に誤りがないかをチェックすることになりますが、それも概ね終了しております。

(内山委員)

残り期間が短い上に、県から承諾はされていない状態ですよ。

(事務局：廣瀬)

費用について、市としては算定の根拠を含めて認めております。その旨を県へ説明しておりますので、今から認めないということはございません。

(内山委員)

それはよく分かりますが、15日指定ということは後1週間という期間で、書類が揃っていない状態や、県の承諾なしに決定するという事に悩みます。訂正依頼が完了している状態ですとか、県から認可は出ておりますという事であれば、この委員会で「指定してよろしいですか」、「はい」と言いたい。否定する気はございませんが、イエスかノーかの判断を行うことが、この委員会の本来あるべき姿であると考えておりますので、それが現段階で見えない中、賛成することに若干の戸惑いがあります。

(事務局：岡本)

訂正依頼中という文書の記載にはなっていますが、訂正依頼の内容については、軽微な文言の変更、例えば「地域密着型介護老人福祉施設」という部分を「介護老人福

祉施設」としているというもので、ほとんど訂正は完了しており、残りは「居住費」と「運営推進会議のメンバーが人の名前まで確定していない」という事になります。他の部分については指定基準を満たしておりますので、市としましては指定できる根拠はあると考えております。

(長田委員長)

これは県側も認可をするという方向で考えているわけですが、状況次第では先ほど言われたように若干認可の開始の時期が延びるかもしれません。認可したとしても県は今後継続した調整、入居はされるが、審議が継続されると考えていいですか。

(事務局：岡本)

開設後、市としましては、概ね半年ぐらいで実地指導を実施する予定です。通常2年から3年で実施しますが、新規開設の場合は、短い期間で指導を行うこととしております。また、特別養護老人ホームの入所判定については、収入によって差がないよう、入所判定会議に関する資料を市へ提出していただき、公正に入所判定しているかどうかの確認をしていきます。

(長田委員長)

細かいことですが、他の特別養護老人ホームは入居費がそれほど高くないと思えます。低所得の人が入居した場合に行政の補填、持ち出しの金額について他との差ができる事になりませんか。

(事務局：廣瀬)

持ち出しについては同じです。施設の負担が増えることとなります。基準額が決まっており、所得階層が低い方については、一定の金額までの本人負担と、それを超えて基準額までの部分に、補填がございます。基準額が決まっておりますので、それ以上の部分については全て施設側からの持ち出しとなります。

それも踏まえた上で、施設は収支を考えておりますので、全額が入ってくるとは考えておりませんし、市はL e s 芦屋にのみ特別な補助を行うことはいたしません。

(長田委員長)

では、L e s 芦屋が低所得の方を出来るだけとらないような方向になる可能性は否定できないですよ。

(事務局：岡本)

そのために入所判定会議の資料を確認し、どのように入所判定を行ったのか詳細に確認いたします。

(長田委員長)

チェックをするのですよね。分かりました。

(船橋委員)

15日に指定というのは県と相談して決めた日ですか。

(事務局：廣瀬)

有料老人ホームとデイサービスの部分は県も指定しますので、10月15日であわせて全て進める予定でしたが、グループホームについては管理者研修が終わらないと基準を満たさないで、市では同日の指定は認めないとお話しをしております。

(竹田委員)

管理者研修は年に1回ですか？

(事務局：岡本)

管理者研修については年4・5回程度ございます。

(事務局：廣瀬)

研修の応募が非常に多く、研修を申し込んでも受けられない状況がかなり続いており、法人のほうには継続的に申し込みを行なっていただいていたいました。

(竹田委員)

管理者としては、その資格を持っていないといけないのですね。法人では管理者について現在資格はお持ちじゃないけど、グループホームの中である程度スキルを積んできていて大丈夫だろうという方を配置しているということですね。

(長田委員長)

あとは研修を修了しないとその形がとれない。研修受講が条件であるという基準になっています。

(長澤委員)

特養の重要事項説明書の負担限度額の表の上に「1か月 30日あたり」と表記されていますが、自己負担限度額は1日あたりの金額になっていませんか。

(事務局：廣瀬)

1日820円です。申し訳ありません。訂正します。

(長澤委員)

確認ですが、特別養護老人ホームに入る低所得者のかたについては、負担限度額制度がありますよね。それは、どこの特別擁護老人ホームに入所されても負担は同じですか。

(事務局：廣瀬)

はい。同じ金額です。

(長澤委員)

しかしながら所得が高いかたについては、特別擁護老人ホームによって居住費関係が変わってくるということによろしいですか。

(事務局：廣瀬)

はい、そのようになります。

(安宅委員)

グループホームの費用もかなり高いですね。

(事務局：岡本)

市内では3番目の金額になっています。

(安宅委員)

この費用に介護サービス費がプラスされることになりますよね。

(事務局：岡本)

はい。サービス費を足すことになります。

(安宅委員)

月50万円程度の費用がかかりますか。

(事務局：廣瀬)

今市内で一番高いグループホームが介護費用も含めて約40万円です。この額を超過しないよう当初より申し入れており、月40万円は超過しない設定をしていただきましたが、介護サービス費用の自己負担分を含めると40万円程度となる見込みです。

(長田委員長)

他ご意見等はございませんか。あとは事業者に直接お聞きすることになると思います。

・・・事業者 入室・・・

(事務局：廣瀬)

では事業者のかたに入居いただきましたので、現状の報告を簡単にさせていただいて委員の皆様からご質問をいただければと思います。よろしくお願いします。

現在の入居申し込み状況や職員の研修状況を中心にお願います。建設については前回中間報告の時にご説明いただいておりますので、それ以降に変わった点について簡潔に説明ください。

(事業者：設計)

5月11日に県のかたと合同で中間検査を実施して頂き、それ以降建築上変わっておりません。建築検査は9月10日に検査機構の方から検査済証をいただいております。県の完了検査は9月3日に実施いただき備品類の固定をするようにとご指摘がありましたが、建築に関しての変更はございませんでした。消防の検査につきましても9月4日に実施いただきました。

(事業者：運営)

次に職員採用の状況についてご説明を申し上げます。

平成27年1月から現在まで、4月の新卒採用も含めまして常勤・非常勤合わせて117名を採用いたしました。この117名を既存の東灘区の6施設及び西宮市の1施設に配属し、現在現場研修を行っております。

今回オープニングスタッフとして、先ほど申し上げました東灘の6施設・西宮の1施設から経験ある職員を中心に選抜しております。

内訳でございますけれども、117名の採用者のうち常勤の介護職が46名、常勤の看護職が3名、非常勤の介護職が21名、非常勤の看護職が3名、それ以外は例えば事務員・調理員という所でございます。

研修につきましては年間計画に基づきまして、法人全体で行う研修と現場研修・各施設の内部で行う研修に分かれておりますが、虐待防止研修・対人援助研修・認知症研修・メンタルケア・口腔ケア等々随時行ってまいりました。

入居申込状況については、8月からホテル竹園にて入居説明会をさせていただき、有料老人ホームは10名の入居が決まっております。またグループホームが2名、特養の申込者が現在20名弱という状況になっております。

今日から随時契約準備を進めさせていただきまして、入居につきましては、10月15日に有料老人ホームに3名となります。その後、少しずつお客様のニーズと我々のサービスとうまく合わせながら、少しずつ無理のないようにご入居いただくという形になっております。現在のところ、お客様のご希望と、私どもの運営上のところで大きな違いはございませんので、安心してご入居いただけるスケジュールになっていると思います。

ご利用料金については、お手元の資料、パンフレット集の中に料金のご案内という冊子を入れております。そちらをご参照いただけますでしょうか。

まず有料老人ホームでございますが、第一次募集という資料で添付しておりますが、年齢別とABCのパターンに分けています。

償却期間はそれぞれ年齢で分かれております。料金のご案内という冊子を1枚めくっていただくと「介護付有料老人ホームのプランのご案内」がございます。こちらにつきましては第一次募集ということで、赤字でお示ししている金額がこの第一次募集のキャンペーン価格となります。償却期間は、75歳の方でお申込みいただきますとAプランの場合一時金3,300万円、Bプランが3,083万円、Cプランが2,708万円というプランになっておりましてこの年齢別階層75歳～79歳の方につきましては、償却期

間は5年です。月額費用はAプランで27万1千円、Bプランで30万円、Cプランで35万円、月額プランでは71万千円となります。こちらは一時金をご利用なさらずにフラットで月額をお支払いいただくということになりますとこの金額になります。

月額費用の内訳は、管理費・水光熱費・食費・介護費を含んだ金額となりまして一時金につきましては償却期間を満了いたしますと追加で一時金をお支払いいただくというシステムではございません。

最初に一時金としてお納めいただいた場合は、償却期間が終わりますとそれで終了となり、それ以降の月々の金額については、1か月の目安にある金額がご負担いただく金額となります。

それ以外に関わる金額としましては、介護サービス費用の自己負担分になります。

また、次のページは、オプション料金となり、別途追加でご希望されると必要です。

グループホームの料金につきましては、居室代24万円、管理費6万円、水光熱費3万円、食費4万5千円、これが合計で37万5千円という月額の費用となります。これと介護サービス費の自己負担分となります。

最後でございますが、特別養護老人ホームの月額費用については、居住費が18万円、食費が6万円、合計で24万円。これと介護サービス費の自己負担分となります。

(長田委員長)

ありがとうございました。

何か確認することがありましたらどうぞ。

(内山委員)

教えていただきたいのですが、先ほど金額の説明をいただいた資料の中で、有料老人ホーム・特別養護老人ホームともに月額費用に含まれるサービスの内容という所で「生活リハビリ」とあり、理学療法士が指導を行うとなっておりますが、人によって違うのでわからない所もあるかと思いますが、週1回程度でリハビリが行えるものなのでしょうか。

(事業者：運営)

はい。リハビリと申しましても様々なパターンがございます。集団で行うリハビリ、また個別に行うリハビリと細かに分かれます。基本的な考え方といたしましては、計画担当、いわゆるケアプランを作る職員がおりまして、担当の介護職員・看護師・管理栄養士、場合によっては理学療法士・医師、多職種でカンファレンス会議がありますが、個人個人に合わせたリハビリ、もちろんご本人様の状態でありまして、ご家族様のご希望とか色々なことを兼ね合わせてプランをまず作ります。

そうしたものを理学療法士が専門的な立場から、現場の介護職員にアドバイスをしながらリハビリを行うということでございます。このリハビリは、例えば動かない関節をどのように動かすのかという理学的なものではなくて、集団体操的なレクリエーションのリハビリというようなものまであり、それは随時行って参ります。

(内山委員)

計画的に行うとお書きになっているから、必要な人、必要でない人によってみんな違ってくると思います。それとプラスでされている個別リハビリとの関連で、本来必要だけでも計画に入っていないから個別のほうに入って実費で負担するという話になるのか、そうでないのか分かり難いのでお聞きしました。

(事業者：運営)

個別のオプションに含まれるリハビリは、計画の必要以上に、例えば時間を延長したいとか、集団はどうしても苦手だから私一人だけにしてほしいとか、そういったご

要望がございましたらその辺もカンファレンスの中で検討しますが、それはオプションになると検討した上で決定されれば個別のオプションで対応させていただくことになるかと思います。

(内山委員)

同じことを繰り返して申し訳ないですが、その計画に利用者の意向はどの位まで反映されるのでしょうか。

(事業者：運営)

もちろん100%反映するのが基本的な考えだと思いますが、例えば、認知症のあるかたでご希望どおりに無理なりハビリを行っても、かえって健康状態を害してしまうこともありますし、色々なパターンがありますので、その辺の引き合わせをしながら理学療法士1人が決めるのではなく、看護師、医師等で意見を合わせながら本当に必要なものかどうかを探っていきたいと思います。

(内山委員)

ここで実費と書かれていますよね、これは参考までに教えていただくということはどうですか。グループホームで毎月37万5千円から別途個別リハビリをやる時にどの程度かかるのでしょうか。1回いくらかかになると思うので、お話しできるのであればお願いできますか。

(事業者：運営)

具体的に個別リハビリのオプションは20分で2,500円という設定になっています。

(長田委員長)

そのリハビリの話ですが、職員配置で理学療法士さんがいらっしゃいますよね。その方が、特別養護老人ホームもグループホームも合わせて、費用に含まれるサービスとしての生活リハビリをやるとのことであれば、オプション部分は外部からとありますので、配置されている人とは別のかたということでしょうか。

(事業者：運営)

法人グループ内の訪問看護ステーションから来る事となります。

(長田委員長)

作業療法士はいませんか。

(事業者：運営)

作業療法士はいないです。採用と面接の兼ね合いもありますけれども、応募して来られましたら、私どもも嬉しい限りでございます。

(長田委員長)

その辺は法人がこれからのサービスを考えたときに、理学療法士は移動までの基本動作で、作業療法士が生活面全般のセラピストという視点ですから、将来的に作業療法士を採用する計画があるのかどうかをお聞かせいただきたい。

(事業者：運営)

採用については、良いかたに来ていただけたら大歓迎ですが、現在のところご縁がございません。

(長田委員長)

わかりました。ありがとうございます。他に何かないですか。

例えば、県の認可の中で居住費の課題がありますが、今までこの運営委員会の中で、色々な事柄について確認をしながらやってきました。しかしながら、県からは高すぎるのではないかと話が出ている訳ですが、居住費の設定について再確認させていただき

い。例えば安く出来るかどうかという単純な質問ではなく、その設定にした理由をもう一度確認させていただいてもいいですか。

(事業者：本部)

設定した理由は、厚労省が出しております価格設定のマニュアルに従いまして積算しております。法人のポリシーとして清潔感であるとか、本物思考等について、一般の特別養護老人ホームに比べて建設コストは高くついております。その関係でどうしても居住費は高くなってきております。

特に県とお話させていただいておりますのは、県が従来認可した特別養護老人ホームについては、最高が1日3,000円ということで、私どもの申請は6,000円でございます。私どもは、特別養護老人ホーム甲南山手というものを東灘区で運営しておりますが、こちらが平成19年の認可で1日5,430円になっております。これは神戸市の認可ですが、それと比べて立地条件であるとか建物にかかった価格を考えますと遜色はないと考えております。むしろ6,000円ではかなり抑えた金額にはなっていると思います。そのことについて現在お話をさせていただいております。

(長田委員長)

本来の立地条件と建物とその内容的なものも含めてということでしょうか。

(事業者)

そうです。

(長田委員長)

あと入居の計画についてお話を聞かせいただきたい。

低所得者の方が、特別養護老人ホームを申し込まれるというのは当然のことだと思います。そうなった時に市の補助や、他の制度を使いながら当然対応をされるわけですが、その辺は直球で聞きますが、低所得者であるから順番が後になるという考え方はありますか。

危惧するのは、本当に入居が必要な方々が存在するわけですから、その中で金銭的なことを理由に順番が後になってしまう状況があってはリスクに繋がると考えられますので、その辺についてお考えを言葉で聞かせてもらえればと思います。

(事業者：開設準備)

先ほど申しましたように20名弱の方が既に申込みされておられるのですが、実際には9月15日から入居申し込みを受け付けということで日付順できちっと管理しています。また、ご入居については入所判定委員会を設置し、要介護度やご家庭の事情等を確認し、行政と相談をしながら、どなたにも公平・公正の態度で臨んでいきたいと思っております。

(長田委員長)

ありがとうございました。他になにかありませんでしょうか。

(神田委員)

先程管理者のかたが、支配人とご紹介されましたが、支配人と管理者で何か役回りの差がありますか。

(事業者)

書面上私は特別養護老人ホームと特定の有料の施設の管理者と兼務ということでお届けしております。私ども法人の中の役職で申しますと、例えば東灘区の既存の施設はサテライトという関係で兼任をしていますが、管理者という名称であったり施設長という名称であったり、西宮の有料では支配人という名前でやっています。しかし実際の届出の名称で言いますといずれも施設長でございます。

建物全般として考えますと館長となります。建物全般の苦情や、事故トラブルについては私の責任範囲という意味で、今回支配人という名称にしておりますが、役回りと言いますといわゆる兼務の施設長でございます。特段その支配人であるから何か別途あるという事はございません。

(神田委員)

他の施設と兼務をされていますか。

(事業者；運営)

辞令としては、私は今現在神戸市のおおぎの郷の施設長ということになっております。けれども辞令が出て正式にこちらに私が代わりました後は、別の職員がおおぎの郷の施設長となります。

(長田委員長)

有料のコンシェルジュであるとか、そういうイメージの元での支配人というような、ホテル的なイメージも含めた名称になったのではないのでしょうか。

(事業者：運営)

千種会の方向性としましては、民間のサービス業として我々も幅広く自立していこうという方向性をもっておりまして、真似事ではありませんけれども一流ホテル並みのサービスを提供するということを目指しております。ホテル的なイメージも芦屋という土地柄を意識しすぎているかもしれませんが、そのような部分も含めて我々は意識しているという意思表示でもあります。

(内山委員)

地域密着の指定申請書の中で1つご説明ください。

特別養護老人ホームの申請書にあります勤務のシフト表の中で、配置状況の部分で1が9時から18時、2が7時から16時、3が11時から20時、4が17時から翌朝の10時だと思っておりますが、かっこ内に実働時間が8、8、8、16となっております。気になったのは4で、17時から10時ということはトータルで17時間の勤務となります。

その中で16時間が実働ということは、休憩は1時間しかないのでしょうか。通常2勤務されているから、2勤務だから16時間になるわけだと思っておりますが、ということは実際の時間というのは休憩時間を足すとこの時間がもう少し延びるのか、開始が早くなるのかという気がします。2勤務をすれば休憩時間は2時間になるのではないのでしょうか。休憩時間がとれていなければ労働基準法に違反してしまうのではないのでしょうか。

(事業者：運営)

はい、単純に記載誤りでございます。夜勤は17時入りの翌朝10時までですが、複数名がいる部署については2時間半を交代で取っておりますので実働は14.5時間となります。

(内山委員)

17時間から2時間30分を引くということでしょうか。

(事業者)

はい、休憩は分けて取っておりますので、最初に30分とか1時間とか部署によって違いはございますが2.5時間の休憩は間違いございません。

(内山委員)

夜勤は実働時間が少ないとお聞きしたとしてよろしいですか。

先ほど記載間違いとお話しがあった部分について少し意味がわからないので再度確認させていただきます。15時間ではないのでしょうか。

(事業者)

2時間休憩でありましたら15時間となります。

(内山委員)

ですね。2時間の根拠はそこに含まれている1と2と3でいくと、それぞれ9時間の勤務のうち1時間休憩だから、最初の17時から10時を見ると時間が足りない。どうされているのかなと思っておりました。だから17時間は変わらないけども、実働は16時間ではなく14.5時間だということの書き間違いだということですね。

(事業者)

はい。

(内山委員)

だから労働基準法は守られていると理解してよろしいですね。1時間足りないと思いましたので。

(事業者)

はい。

(神田委員)

細かいことをお聞きしますが、重要事項説明書を見比べさせていただいていますが、支払代行等の事務手続サービスの料金が、特別養護老人ホームは1か月1,350円、グループホームは1か月3,000円その差は何なのでしょう。

(事業者：運営)

経緯を申し上げますと、これらは既存の施設の特別養護老人ホームとグループホームの重要事項説明書を参考に作りました。しかし特別養護老人ホームのほうではこういったお預かりというのは実績がなく0で、グループホームは多少そういったものがございまして。

(事務局)

特別養護老人ホームは施設内に医師がおられますので、お薬も施設内というケースが多いようです。しかし、グループホームは、かかりつけ医にお願いするケースが多く、施設の協力医でも構いませんがグループホームの性格上、ご自分でかかっている先生にそのままかかりたいというご意向も尊重するというのがございます。そのため、かかりつけ医となれば手間がかかる事から設定されているのだと考えます。

(神田委員)

もう一つよろしいでしょうか。

契約者の移送に係る費用ですが、特養とグループホームでは書き方が異なる理由は为什么呢。

(事業者)

内容に違いがございまして基本的にはグループホームであっても、移送についてはご家族様にお願いしていることには変わりはありません。どうしてもご家族様よりご要望があった場合、グループホームの場合はこの内容とさせていただきます。

(神田委員)

特別養護老人ホームでご家族様から要望があった場合にお願いすることは可能ですか。

(事業者)

従来の場合で言いますと、特別養護老人ホームの入居の方で移送が必要な場合はかなり緊急度がある場合ですので、その場合はドクターの指示で救急車を呼ぶ場合もありますし、こちらの相談員が病院へ搬送することもあります。介護タクシー等を待つ時間はないと考えております。

(長田委員長)

今の話の中で、グループホーム契約者の移送に関する費用ですが、施設が行う場合、段階的に金額設定がありますが、この設定はタクシー料金を基準としているのか、あるいはそれよりも安めの設定なのか。福祉有償運送では、基本料金が2分の1の設定でやっていますがこの金額設定は何に基づいているのか聞かせてください。

(事業者：運営)

この文言を作った際のことはすべて把握出来ていないのですが、おそらく近隣の介護タクシーさんと突き合わせをして、その料金を参考にさせていただいたと思います。あまり高くないように、もしくは近隣さんにご迷惑をおかけしない設定かと思えます。

(長田委員長)

運営推進会議ですがその経過はどのようになっていますか。

(事業者：開設準備室)

はい。運営推進会議のメンバーの皆様にお声かけをさせていただいておまして、一つは地域包括支援センター、自治会長様、地域の民生委員様にはご了解をすでに頂いております。そこにご入居者やご家族の方にもお入りいただく会としたいと考えております。

現在、地域包括支援センターと自治会長様と民生委員様にはご了解を得てございます。

(長田委員長)

あとは利用者サイドの家族さんであるとかですね。

(事業者)

はい、できましたらご本人様にもお入りいただきたいと思っております。

(長田委員長)

支援者側の委員さんについては、ほぼ内定していると考えてよろしいですか。

(事業者)

はい。お引き受けはいただいております。ご本人、ご家族につきましてはもう少しご入居されてからお願いをします。

(長田委員長)

ありがとうございます。他に何かないですか。

お話をしていましたら、細かいところでの再確認事項が出てきます。指定の日にちがありますので、しっかりと押さえていくようお願いしたいと思います。

指定されましたら入居者の方が段階的に入居されて運営が始まっていきますので、施設側と行政、委員会共同で確認を行い、継続してこれからも実施していきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

・・・事業者 退室・・・

(長田委員長)

細かい点で確認と修正がありましたのでよろしくお願いいたします。

動き出しながら、経過をチェックしていくしかないことだと思いますし、目指すところは地域特性を踏まえた効果的な運営ができることですから、それができるようにチェックしていきたいと思えます。

(事務局)

ありがとうございました。

今回修正点も踏まえ、10月15日の指定につきましては、委員会としてはご承認
いただけるという事でよろしいでしょうか。

(長田委員長)

とにかくニーズもあることですから、基本的には15日ということで進めてもらい、
支障があればもちろん延びるという事もありえるわけですから、1つの目標としては
それでよろしいですかね。皆さんよろしいでしょうか。

全員承認

(事務局)

ありがとうございました。では会終了後に施設に見学に行きたいと考えております
ので宜しくお願いいたします。

では、本日はありがとうございました。

閉会